

# 北海道MICE誘致推進協議会規約

## (目 的)

第1条 本協議会は、「国際ミーティング・エキスポ」への出展等により、国内外の学術団体・企業等のMICE主催者に、北海道の良質なMICE環境を紹介し、本道へのMICE誘致の推進に資することを目的とする。

## (定 義)

第2条 本規約においてMICEとは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称を指す。

## (名 称)

第3条 この協議会は「北海道MICE誘致推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (事 業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北海道のMICE都市のPR
- (2) MICE主催者からの情報収集
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

## (構 成)

第5条 協議会は、第1条の目的に賛同する別表の機関及び団体をもって構成する。

2 構成する機関及び団体の追加は第9条第1項に掲げる会議の承認を得て行う。

## (役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 理 事 | 3名 |
| (4) 監 事 | 2名 |

## (役員を選任方法及び任期)

第7条 役員は、協議会において選任する。

2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とす

る。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときはその職務を代行する。
- 3 理事は会議に参加し、意見を述べる。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会 議)

第9条 会議は会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて実務者会議を開催することができる。

(ワーキンググループの設置)

第10条 協議会の活動について必要な協議又は調整を行うため、構成する機関及び団体に属する実務者等で構成するワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、公益財団法人札幌国際プラザ内に置く。

- 2 事務局職員は、会長が委嘱する。

(財 務)

第12条 事業の実施及び協議会の運営に必要な経費は、構成団体の負担金及びその他の収入をもってあてる。

- 2 負担金の額等については、別途定める。
- 3 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正は、協議会の決議による。

(雑 則)

第14条 事業の実施及び協議会の運営についての取扱い、事務処理等については、会長が別に定める。

付 則 この規約は、平成20年7月17日から施行する。

付 則 この規約は、平成21年5月20日から施行する。

付 則 この規約は、平成23年4月25日から施行する。

付 則 この規約は、平成24年5月31日から施行する。

付 則 この規約は、平成25年5月14日から施行する。

付 則 この規約は、平成28年6月10日から施行する。

(別表) 協議会の構成団体

公益財団法人札幌国際プラザ

一般社団法人旭川観光コンベンション協会

函館市／一般社団法人函館国際観光コンベンション協会

釧路市／一般社団法人釧路観光コンベンション協会

北見市観光協会連絡協議会

北海道／公益社団法人北海道観光振興機構